

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会
栗原市ボランティアセンターボランティア登録要綱

平成20年4月1日制定

平成31年3月29日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、栗原市における非営利の自主的なボランティア活動の推進を図るため、社会福祉法人栗原市社会福祉協議会栗原市ボランティアセンター（以下「センター」という。）へのボランティア登録について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 センターの設置場所は、次のとおりとする。

(1) 設置場所 栗原市築館薬師三丁目6番2号

(登録の種類)

第3条 ボランティア登録の種類は次のとおりとする。

(1) 団体ボランティア登録

(2) 個人ボランティア登録

(登録の要件)

第4条 登録の要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 栗原市内の活動又は活動エリアに栗原市を含んでいること。

(2) 活動が会員間の互助活動に限定していないこと。

(3) 活動が営利を目的としていないこと。

(4) 政治、宗教、労働組合等の運動を主たる目的としていないこと。

(5) 暴力団並びに暴力団員でないこと。

(登録の手続き及び承認)

第5条 登録を希望する団体及び個人は、ボランティア登録カード(以下「登録カード」という。)(様式第1号)をセンターに提出するものとする。

2 提出された登録カードをセンターにおいて確認し、登録カードの受理をもって承認とする。

3 登録を承認した団体及び個人は、栗原市ボランティアセンター登録名簿(様式第2号)に掲載する。

(登録の期間)

第6条 登録の期間は、当該年度の4月1日を登録基準日(以下「基準日」という。)とし、基準日から翌年3月31日までを登録期間とする。ただし、基準日以降に承認となったときは、承認日を登録日とし、当該年度の3月31日までを登録期間とする。

2 登録内容に変更及び取り消しの申出がないときは、自動更新するものと

する。

3 自動更新したときは、当該年度の8月末までに当該団体及び個人の登録内容の確認を行うものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容に変更が生じたときは、ボランティア登録内容変更届(様式第3号)をセンターに提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。

(2) 登録団体及び個人より取り消しの申し出があったとき。

(3) 自動更新されたときに、センターからの登録内容の確認ができなかったとき。

(登録ボランティアに対する支援)

第9条 センターは登録団体及び個人に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 活動の相談及び助言に関すること。

(2) 活動の情報提供に関すること。

(3) 活動の広報に関すること。

(4) 活動啓発の研修会に関すること。

(5) 各地区に組織されているボランティア連絡協議会及びボランティア友の会への加入に関すること。

(6) その他ボランティア活動の推進に関すること。

(情報の公開)

第10条 センターによる情報の公開は、次のとおりとする。

(1) 団体の名称及び代表者

(2) 団体の活動内容

(3) その他登録カードで許可を得た事項

(個人情報の取り扱い)

第11条 センターは、登録団体及び個人に関して知り得た個人情報について、「社会福祉法人栗原市社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。